

所属長 様

### インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱\*した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」と規定されていることから、登校する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

\*解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥ …… 医療機関により記入 （※医療機関での記入が難しい場合には、保護者記入）

⑦ …… 保護者記入

※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

① 受診医療機関名：

② 医師氏名： \_\_\_\_\_ 印

③ 発症日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (病気による熱等の症状が始まった日)

④ 診断日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (医療機関で診断された日)

⑤ 診断型： A型 ・ B型 ・ 不明 (該当する項目に○を付けて下さい)

⑥ 処方薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他 (該当する項目に○を付けて下さい)

⑦ 体温の経過 (測定・・・できれば午前・午後1回、どちらか1回も可)

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温
発症日	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあつては3日）を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

児童生徒名： \_\_\_\_\_

保護者名： \_\_\_\_\_ 印

# インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後2日間（幼児にあっては3日間）を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→ 解熱	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→ 解熱	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→	→	×	×	○	○
				解熱				
発熱	→	→	→	→	→	×	×	○
					解熱			

★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★ 治癒証明書の提出は必要ありません。

# 意見書(医師記入)

宇都宮市立雀宮東小学校長様

氏名

生年月日 年 月 日

(病名)該当疾患にチェックをお願いいたします

	麻疹(はしか)
	風疹
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登校可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され、登校を再開する際には、この「意見書」を学校に提出してください。

# 登校届(保護者記入)

宇都宮市立雀宮東小学校長様

氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(病名) 該当疾患に  チェックをお願いいたします

	溶連菌感染症 登校の目安:『適切な抗菌薬による治療開始後24時間以降』
	マイコプラズマ感染症 登校の目安:『症状が回復した後』
	手足口病 登校の目安:『症状が回復した後』
	伝染性紅斑(りんご病) 登校の目安:『症状が回復した後』
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス, ロタウイルス, アデノウイルス等) 登校の目安:『下痢, 嘔吐が消失した後』
	ヘルパンギーナ 登校の目安:『症状が回復した後』
	RSウイルス感染症 登校の目安:『症状が回復した後』
	帯状疱疹 登校の目安:『病変部が被覆されていれば登校して可』
	突発性発疹 登校の目安:『症状が回復した後』

(医療機関名) \_\_\_\_\_ < \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診 >  
において上記と診断されましたが, その後, 集団生活に支障がない状態と判断しましたので, \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※保護者の皆様へ

上記の感染症については, 医師の診断に従い, 登校の目安を参考に, 登校届を記入し学校への提出をお願いいたします。